

平成26年度 事業計画書（概要）

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

社会福祉法人そよかぜ

障害者の尊厳と権利を保障することを目的とした、国連の障害者権利条約が、昨年12月4日の参議院本会議にて全会一致で承認されたことを受けて、国連に条約の批准書を提出し、本年1月20日、日本は140番目の締約国となりました。2006年に国連総会で承認された障害者権利条約は、障害に基づくあらゆる差別を禁止することや、障害者の社会参加を促進することを定めています。これを機に、今後の日本の障害者福祉がより発展することを期待するとともに、私たちそよかぜも地域の障害福祉事業者の一員として尽力してまいります。

本年度そよかぜは、前年度に引き続き障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）に基づく障害福祉サービス事業（福祉作業所ひばり園、福祉作業所スマイル工房、グループホームほほえみ館）、公益事業として宿泊訓練施設つくしの家、羽村市障害者就労支援センター・エール、収益事業として資源回収を実施します。それぞれの事業には、個別の課題や目標がありますが、法人の視点から主なものを三つあげます。一つ目は、平成27年度からの完全実施が求められている「社会福祉法人 新会計基準」への移行準備を加速させます。二つ目は、年々増大する利用者への対応が急務となっている就労継続支援事業について、新たな事業場所(施設)の確保など、現状と将来的な展望を踏まえた検討を行い、できるところから必要な準備等を進めます。三つ目は、今後の法人事業の継続性や地域の障害福祉ニーズの増大に対応するため、本年度、新卒職員2名が加わります。これを機に、内部研修制度など法人の人材育成プログラムの充実を図ります。これらを、本年度の法人の重点目標と位置付け、それぞれに必要な手立て等を明確にし、計画的かつ効率的に取り組んでまいります。

最後に、消費税率の引き上げや為替変動(円安基調等)によるガソリン等輸入物品の価格高騰など、障害福祉法制度の枠組みを超えた社会情勢が法人経営にも直に影響しています。国の厳しい財政状況から事業報酬の増額が見込めない中、業務の効率化や経費削減などさらなる努力が求められています。そうした実情を踏まえつつ、そよかぜは、法人の経営理念および基本方針に基づき、本年度も地域の障害者福祉の増進に貢献できるよう努めてまいります。